

**平成30年**  
**第15回那須塩原市教育委員会**  
**定例会 会議録**

**那須塩原市教育委員会**

〔○期日：平成30年12月27日（木）  
○会場：那須野が原博物館研修室〕

# 那須塩原市教育委員会定例会

## 1 期日

- 平成30年12月27日（木）
  - ・開会：午後 3時00分
  - ・閉会：午後 5時05分

## 2 会場

- 那須野が原博物館 研修室

## 3 出席委員

- 教育長 大宮司 敏夫
- 委 員 大澤 真弓
- 委 員 神島 仁誓
- 委 員 臼井 祥朗
- 委 員 田村 伸之

※前回会議録署名委員

- ・田村 伸之 委員
- ・大澤 真弓 委員

## 4 説明のため出席した事務局職員

- 教育部長 小泉 聖一
- 教育総務課長 平井 克巳
- 学校教育課長 小泉 秀夫
- 生涯学習課長 室井 勉
- スポーツ振興課長 織田 康

## 5 事務局職員

- 教育総務課長補佐 北村 議徳
- 教育総務課総務係長 菊地 直路
- 教育総務課学校整備推進室技師 増子 光

## 6 傍聴人

- なし

## 7 教育長報告

- 非公開

## 8 付議事件

- 議案第1号 那須塩原市立学校に係る部活動の方針について (学校教育課) …可決
- 報告第1号 那須塩原市立小中学校等通学区域審議会からの答申について  
(教育総務課)
- 報告第2号 那須塩原市いじめ問題対策委員会からの答申について (学校教育課)
- 報告第3号 区域外就学及び指定校変更について (学校教育課)
- 報告第4号 平成30年度準要保護児童生徒の認定について (学校教育課)

## ■会議録

### 1 開会

- 午後3時00分、大宮司教育長が平成30年第15回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

それでは、平成30年第15回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。  
次第に従いまして進めさせていただきます。

### 2 教育長挨拶

#### ○大宮司教育長

今日は12月27日ですが、気が付けば今年も残りわずかでございます。

前回の教育委員会は11月22日に開催しておりますが、その後、12月議会が開催され、今月、教育委員会事務局としては、議会对応中心に動いてまいりました。

その間の大きな出来事としては、三島中学校の男女そろっての全国駅伝大会での活躍があります。私も、12月15日から16日にかけて滋賀県野洲市の会場に応援に行つてまいりました。結果としては、男子が4位、女子が5位となり、共に入賞しました。特に、女子の選手の中には、20人抜きという大活躍で区間賞をとった生徒がおります。素晴らしい力走をみせてくれました。いずれにせよ、各選手が力を発揮したことにより、この素晴らしい結果になったものと考えております。

また、同じ駅伝の話題となりますが、12月23日に第1回栃木県学童少年少女駅伝競走那須塩原大会が開催されました。皆様、既に御承知のとおり、本市では駅伝のまちづくりを推進しております。県陸協と連携し、小学生のレベルから駅伝を好きになってもらうことを目的として開催したものです。結果としては、クラブチームの「よろしく真岡です。」が男女ともに優勝しました。そして、第2位に市内のクラブチームである「那須塩原ジュニア陸上クラブ」が、第3位に「西小学校」という結果となりました。クラブチームも参加した大会の中で、西小学校は学校単位のチームとして頑張ってくれたと思います。他に市内では三島小学校が、市外では上三川小学校が学校単位のチームとして参加しました。1回目の大会でしたので、今後、運営を検証し、大会の充実を図つてまいりたいと考えております。

本日も、スムーズな会議の進行につきまして、御協力をいただきたいと思います。

### 3 会議録の承認

- 大宮司教育長が前回会議録の承認を求めたところ、内容に異議なく田村委員及び大澤委員が指名され、会議録に署名を行った。

#### 4 教育長報告

##### ○大宮司教育長

次に、4の「教育長報告」でございます。ここで皆さんにお諮りいたします。教育長報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思っております。なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要となりますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

##### ○委員全員

異議ありません。

##### ○大宮司教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

#### 5 付議事件

##### ＜議案第1号について＞

##### ○大宮司教育長

それでは、5の「付議事件」に入ります。

はじめに議案第1号「那須塩原市立学校に係る部活動の方針について」を議題いたします。事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

##### ○学校教育課長

###### 【提案理由】

本市の学校に係る部活動の方針について、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

##### ○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、大澤委員どうぞ。

##### ○大澤委員

現在、小学校のスポーツ少年団について、学校の先生は指導に携わっているのでしょうか。

## ○学校教育課長

学校によります。教員が担当している場合もあれば、地域の保護者等が担当している場合もあります。

## ○大宮司教育長

小学校について、本市の場合、ある一定時間までは教員も学校の部活動に関わる方針をとっております。一方、同じ那須地区にあっても、大田原市や那須町の場合、小学校の部活動は存在しておりません。すべてスポーツ少年団活動の中で対応しております。学校における働き方改革という観点では、確かに先生たちの負担があると思われますが、より適切な活動の確保という点では効果があると考えております。

今後、長い目で見た場合、より望ましい活動として、どうしていくべきかという点は、しっかりと議論を重ねていく必要があると思っております。そのためにも、今回、学校と教育委員会だけにとどまらず、市の体育協会、その傘下にあるスポーツ少年団とも連携し、共通理解を図り、全市的に子どもたちのスポーツ活動がより充実したものとなることについて、実効性があるものにしたいという思いで、まとめたものであります。今後、この方針の運用を検証し、2年後には見直す予定です。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、臼井委員どうぞ。

## ○臼井委員

市としては、国や県と比べて現場に近い立場になりますので、より細かい内容になるのだろーと思われま。県の方針の場合、高等学校で不幸な事件がありましたので、危機管理に細かい記載があることは理解できます。

そこで、心配なのが現場の先生たちがどう受け止めるのかという点です。那須地区の場合、運動に関しては、非常に力を入れてきた伝統がありますが、メリハリを付ける必要があると思います。校長先生が指導されると思いますが、やはり現場の先生たちが現実的に守ってこそ、この方針が活かされるので、その点はしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

## ○学校教育課長

確かに、働き方改革関連のアンケートをとると、「部活動が生きがいである。自分の生きがいを奪わないで欲しい」ということを書いてくる教員が中にはいます。

この方針を策定したことによって、那須地区、那須塩原市の運動部、文化部が活躍している状況をなくすつもりはありません。この方針によって、意識改革を図りたいと考えております。昔の根性論に基づく練習などではなく、科学的な根拠を用いて、子どもたちの身体、健康を守りながら、強くする、上手くする、ということを目指すものです。その上で、先生たちは、自分の人生設計も真剣に考えて欲しいということです。

## ○臼井委員

朝練に関しては時間等の記載がありません。放課後の練習を減らした分を朝練に回したら意味がないと思います。「4日」という日にちの記載はあったかと思いますが、時間の問題はどのように考えるのでしょうか。

## ○教育部長

種目によって練習時間は変わってくると思います。例えば、陸上の長距離走の場合、60分走れば十分です。一方、野球のように、長時間の練習を必要とする種目もあります。

時間の問題に関しては、先ずは指導者が根性論ではなく、効率的な練習を心掛け、意識改革を図る必要があると思います。

## ○大宮司教育長

子どもたちには、運動と長く付き合って欲しいと思っております。俗にいう、バーンアウトにならないようにしたいと思っております。「小学校でやり過ぎて、中学校では止める」、あるいは「中学校でやり過ぎて、高校では止める」とならないよう、もっと長い期間の中で運動で輝いて欲しいと考えています。そう考えれば、義務教育の中では基礎的な運動を中心とし、伸びしろを育てるような指導が大切になると思います。

なお、方針の前文を読んで欲しいのですが、必ず「学校」という言葉が入っています。つまり、クラブチームのようなものは対象外になっております。「学校」という範囲の中での方針を定めたものであるという点がポイントです。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、神島委員どうぞ。

## ○神島委員

運用を踏まえて2年後に改定することは良いと思います。

そこで、これから現場で適用していく中で、特に罰則があるわけでもありませんから、校長先生の指導、助言が重要になると思われます。その点を上手く機能させる必要があると思います。

今後、この方針を推進するに当たって、教育委員会が校長先生に指示して、それを受けて、校長先生が教員に指示する、あるいは教育委員会が教員向けの研修会を開催したりという流れになるのでしょうか。

## ○大宮司教育長

はい。そのような流れで進めていくことになります。

なお、校長は自分の学校での方針を定め、計画を公表するとしております。したがって、今後、年間を通じて子どもたちが関わる様々な行事との調整がしやすくなると思います。

地域の方と話をすると「地域で子どもが関わる行事を企画しても、土日は部活動が

あるので参加しない」との声をよく聞きます。学校が計画を公表することで、地域活動との企画・調整が上手くいくのではないかと期待しております。

現在、地域学校協働本部を推進している中で、地域行事カレンダーの作成を呼び掛けています。したがって、その取組とも上手く連携できればと考えております。そうすれば、子どもたちが色んな活動に関わることで、豊かな経験を育むような環境作りの一環にもなると考えます。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、臼井委員どうぞ。

#### ○臼井委員

3 ページに「校長は年度末に総括としての評価を行い、その結果を次年度の活動計画に反映させる」との記載があります。良いことだなと思いました。期間を決めて、先生たちが指導の仕方などに関して振り返り、校長先生が評価を行うのは重要です。そこで、この評価とは、具体的に文章化するものなののでしょうか。

#### ○学校教育課長

まだ運用の細部については決めておりません。今後、その方法を検討します。

#### ○臼井委員

その評価は、具体的な形で残るような方が良いと思います。

#### ○大宮司教育長

その同じページの中に「校長は、毎月の活動費等の保護者の金銭的な負担が過度とならないよう、適宜確認をし、指導・是正を行う」とあります。全体的に、この方針では校長の監督責任を求めています。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、大澤委員どうぞ。

#### ○大澤委員

部活動指導員に関して、現状、動きがあれば教えていただきたいと思います。

#### ○大宮司教育長

部活動指導員に関しては、国でも法改正を行い、推進しています。ただし、この事業を行う場合、国、県、市町村で3分の1ずつ予算を負担する必要がありますが、今年度、栃木県では予算化しておりません。したがって、現在、本市としても制度導入をしておりません。しかしながら、今後、このようなガイドラインを策定すれば、考えていく必要がある事業のため、県とも連携を図りながら、来年度の試行的な導入を検討しております。

ちなみに、部活動指導員の身分は臨時職員となり、国で定めた時間当たりの単価に基づく賃金となります。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

この方針を推進していくに当たって、校長先生の責任が大きくなっているため、逆に校長先生の負担が増えることを危惧しております。学校の責任者は、校長先生ですから、仕方がないとも言えますが、校長先生の負担軽減に向けたフォローも考えて欲しいと思います。

○大宮司教育長

この方針の策定に当たっては、校長会とも協議した上で検討しましたので、校長先生たちも認識しているものと思われます。

○田村委員

運用していく中で、当初の検討段階の想定とは違ったことが現場の中で多々生じると思いますので、その場合は、教育委員会としてフォローをお願いしたいと思います。

○大宮司教育長

はい。その点はしっかりとフォローアップしてまいります。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第1号「那須塩原市立学校に係る部活動の方針について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第1号について>

○大宮司教育長

次に、報告に入ります。報告第1号「那須塩原市立小中学校等通学区域審議会からの答申について」、事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【報告理由】

平成30年9月20日付け那塩教委総第188号で那須塩原市立小中学校等通学区域審議会に諮問した、箒根地域における通学区域の変更について、平成30年12月13日付けで同審議会から答申がなされましたので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

<報告第2号について>

○大宮司教育長

次に、報告第2号「那須塩原市いじめ問題対策委員会からの答申について」、事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由】

平成30年7月25日付け那塩教委学第293号で那須塩原市いじめ問題対策委員会に諮問した、いじめ防止対策基本方針及びいじめ防止等の対策について、平成30年12月19日付けで同委員会から答申がなされましたので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

いじめを考える場合、加害生徒の問題もあると思います。加害生徒に対する指導という観点は盛り込まないのでしょうか。その点は別な取組を通じた対応になるのでしょうか。

○学校教育課長

はい。加害生徒の問題を考慮した場合、今度は被害生徒になることがあります。丁寧な対応が必要です。特に初期対応が重要だと思います。被害生徒を守りつつ、加害生徒に関しても、しっかりと対応したいと思います。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、大澤委員どうぞ。

○大澤委員

いじめ防止対策に関して、これだけしっかりとしたもののできたので、是非、現場の先生たち一人一人が理解して、適切に運用していただきたいと思います。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

ボリュームがあるので、学校現場での利用を想定し、概要版があれば良いと思いました。

○大宮司教育長

概要版に関しては、工夫したいと思います。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

<報告第3号及び報告第4号について>

○大宮司教育長

次に、報告第3号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第4号「平成30年度準要保護児童生徒の認定について」、一括して事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第3号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

【報告理由（報告第4号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からありました準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。